



盛多 勝美 議員 … 1 件の一般質問

本町の農業生産現場の問題対策

町長：農業は基幹産業の一つであり、しっかり取り組む

盛多

日本の農業の生産現場では、環太平洋パートナーシップの大筋合意について、政府は全国的に説明会を開催しているようだが、詳細が見えないことに大きな不安と、先行き不透明な厳しい農業環境を肌で感じている。

①現時点で重要5品目（米・麦・牛肉・豚肉・乳製品・甘味資源）についての交渉結果と今後の具体的対策。また、馬鈴薯の影響は無いのか。

②影響が出る場合、生産価格の維持政策や農家所得政策が必要と考えるが如何か。

次に、先般道内の10月の有効求人倍率が公表された。岩内で1.86倍と道内で一番高いとの報道があった。本町ではもっと高い数値だと思っっている。そこで、農業ヘルパーや農業作業員の確保について伺う。

③制度化されている酪農ヘルパーの現状と関係する町村の支援策の推移はどうなっているか。今後の人材確保は大丈夫か。

④各農家では、農業ヘル



農作業風景

パーや農業作業員確保が深刻な問題である。また、賃金単価の増加も影響しているように思う。具体的な人材確保を積極的にとる必要を感じるが如何か。

町長

①米は、国家貿易制度と枠外税率を維持し、米国と欧州に7・84万トンの特別輸入枠を設定。麦は、国家貿易

易制度と枠外税率を維持し米国と豪州、カナダに25・3万トンの特別輸入枠を設定した。

また、経営安定対策の財源となり、事実上の関税であるマークアップを9年目までに45%削除する。牛肉は、最終税率を9%とし、関税撤廃を回避するとともに16年目までという長期の関税削減期間を確保した。豚肉は、

差額関税制度、分岐点価格を維持し、10年目までという長期の関税削減期間を確保した。乳製品は、

国家貿易制度と枠外税率を維持し、脱脂粉乳・バターに低関税輸入枠を新設、チーズの一部の関税を撤廃した。甘味資源については、現行の糖価調整制度を維持し、加糖調製品に輸入枠を新設した。

今後の対策については、関連対策大綱が11月25日に決定され、重要5品目は守りの対策として、発行後に充実させる内容となっている。

馬齢署は、植物防疫法で生のままでの輸入は原則禁止されているので、直接的な影響は無いと考えているが関税撤廃や削減等の影響で他作物の価格が著しく下落し、農家所得に影響を与えた場合、価格の高い作物の作付面積増え、偏った作付け体系により輪作体系が崩れるおそれがある。

②安定的な農業経営の実現を目指し、土づくりと輪作体系の確立、堆肥活用による肥料節減の取り組みに対する支援や春夏

き小麦適正輪作対策、甜菜生産振興対策を継続して実施したいと考えている。

いずれにしても国の動きを注視し、情報を集めるとともに関係機関と連携を図りながら対応をしていく。

③酪農ヘルパーの現状だが、昨年まで選任ヘルパー4名と臨時ヘルパー3名の7名体制だったが、専任ヘルパーの中途退職や利用回数が増えたことに伴い新規に2名採用し8名体制で運営している。

関係町村からは、利用組合に加盟する生産者の数に応じ、1戸当たり5万5千円の助成金を交付している。酪農経験に関するスキルをもった人材の確保は難しい。

④後志総合振興局では、地方創生に向け「まち・ひと・しごと」マッチングプランに取り組んでいる。

冬季の豊富な労働力を夏季の人手不足の分野に結びつけ、通年雇用化による移住を支援。本町としても連携した事業の展開を行っていく。